ケンブリッジ英語検定 4 技能 CBT リンガスキル受検規約(自宅実施版)

第1条 総則

- 1. 本受検規約(以下、「本規約」という)はケンブリッジ英語検定 4 技能 CBT リンガスキル(英文名"Linguaskill General"、以下、「リンガスキル」という)を自宅等試験監督者が室内にいない環境で受検(以下、「自宅実施」という)するにあたり申込者および受検者の権利と義務を規定する。リンガスキルの申込者および受検者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みを行い、本規約を順守する義務を有する。
- 2. リンガスキルは、ケンブリッジ大学英語検定機構が運営・保有する英語 4 技能(「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 つの言語技能)を評価するオンライン試験である。ケンブリッジ英語検定機構と学校法人河合塾(以下、「河合塾」という)の間で締結した日本国内販売契約により、河合塾ケンブリッジ英語検定事務局(以下、「本事務局」という)が、実施運営を担当する。
- 3. リンガスキルは"Listening & Reading"、"Speaking"、"Writing"の3つのモジュール試験より構成され、各モジュール試験は、選択による組合せで受検することができる。リンガスキルの成績結果はテストレポート(成績結果が記載された用紙をいう。以下同じ。)により受検者に送付される。テストレポートは申込時に選択する受検モジュール試験の組み合わせ(以下、「セッション(試験回)」という)単位で作成される。
- 4. リンガスキルに関するサービス利用期間は、申込時からテストレポート送付時までとする。

申込時

第2条 受検資格・条件

- 1. 本事務局は、受検者の年齢・職業・学歴などは問わない。ただし、問題内容を勘案、高校生以上(併設型中高一貫校、中等教育学校では中学3年時以上)であることを推奨する。
- 2. 未成年者が受検する場合、本事務局は、申込完了時点で申し込みについて保護者の同意を得ているものとみなす。
- 3. リンガスキルの正常稼働を担保する通信環境およびパソコン仕様の要件については、河合塾ホームページに掲載する。申込者および受検者は、受検者の試験環境が、河合塾ホームページ上に掲載される要件の充足を確認のうえ申し込むことを要する。本事務局からのメール受信ができない、もしくはインターネット環境およびパソコン仕様の要件の確認を充足しない等の理由でリンガスキルの受検に支障が生じた場合、本事務局はいかなる責任も負わない。
- 4. 申込者が次の各号に掲げる事由に該当すると本事務局が判断する場合、申込者によるリンガスキルの申し込みを承諾しない、または受検を拒否することがある。
 - (1) 申込者がリンガスキルの申し込みに虚偽の内容を記載したとき。
 - (2) 申込者が河合塾が提供する他の試験・商品・サービスの支払を現に怠っているとき。
 - (3) 申込者が、リンガスキルを利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあるとき。
 - (4) 申込者へのリンガスキルの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められるおそれがあるとき。

- (5) 申し込みが英語力を証明するためという試験目的から逸脱しているとき。
- (6) 受検者が、リンガスキルを受検する際に求められるパソコン能力その他技術上の能力を満たしていないとき。

第3条 申し込みについて

1. 試験概要の確認

申込者および受検者は、モジュール試験別の受検料、リンガスキルの概要ならびに自宅実施における 必要機器・アプリケーション等に関する諸要件および注意事項等を確認のうえ、申し込みを行う。リ ンガスキルの申し込みは、申込者が河合塾ホームページの申込フォーム、あるいは、本事務局が別途 定めた申込方法により適切な申込手続を経ることにより行う。

2. 確認事項

申込者はリンガスキルの申し込みにあたり、以下の事項を了承する。

- (1) 試験問題は非公開であり、いかなる場所においても第三者への開示や公表ができないこと。
- (2) 本事務局が指定する遠隔監視システムを利用してリンガスキルを受検すること。
- (3) Speaking 試験は、ヘッドセット(マイク・ヘッドフォンの機能を有するもの)を用いて出題に対する解答を吹き込む録音式であること。
- (4) 試験に使用するパソコン等の設備を除き、電子機器類ならびに携帯電話、スマートフォン等の通信機器の試験室への持込および使用はできないこと。
- (5) 受検者以外の者が試験室に入退室することはできないこと。
- (6) 試験室の温度設定や騒音対策等の試験環境は受検者の責にて適切に調整すること。試験環境を理由とする試験の成績の配慮は一切ないこと。
- (7) その他、個別に本事務局より説明を受けた事項。
- 3. 受検料ならびに遠隔監視システムの利用料について
 - (1) リンガスキルの受検料(遠隔監視システムの利用料を含む)は、本事務局が定める。
 - (2) 本事務局は、前号の料金を河合塾ホームページに掲載する。
 - (3) 本事務局は、河合塾ホームページに事前に掲載することにより、料金の改定を行うことがある。
 - (4) 申込者は、本項第2号にて定められた受検料を、本事務局が指定する日時までに本事務局が指定する方法で支払う。
 - (5) 前号の日時および方法については、申込者が申し込みにあたり登録したメールアドレスへのメールによる連絡またはリンガスキルの河合塾ホームページに掲載する。

4. 受検可能期間について

- (1) 受検者は第4条に規定する受検案内メールの発信日より90日間以内に受検しなければならない。
- (2) 本事務局は、受検期間の延長は、原則として受け付けない。
- 5. 申し込みのキャンセル・変更について
 - (1) 本事務局は、一度申込手続を完了した後のキャンセルは、原則として受け付けない。
 - (2) 申込時に提出した氏名・生年月日・性別・住所に訂正もしくは変更を行う場合は、本事務局指定の手続に拠り執り行う。なお、本事務局は、登録情報の追加、訂正もしくは変更を行う場合、申込者および受検者に対し、公的な本人確認書類の提出を求めることがある。

第4条 受検案内メール

受検者は、試験実施時までに受検案内メールに記載の指示・連絡事項、注意事項を自ら確認することを要す。

受検時

第5条 受検時の注意事項の順守

1. 遵守事項

受検者は、受検案内メールに記載・添付の注意事項・禁止事項を確認し、順守しなければならない。

2. 試験日時の決定

受検者は、受検案内メールに記載・添付の指示に従い、試験日時を決定する。

3. パソコン操作技能不足への対応

受検者のパソコン操作技能の習熟程度による試験時間延長等の配慮は一切行わない。また受検者本 人以外の代行者による解答は認めない。

4. 第三者による受検の禁止

リンガスキルを受検することができる権利は受検者本人のみが保有する。受検者は、第三者に代理受検させること、および受検権利を第三者に譲渡することができない。また、本事務局は、試験当日に本人確認ができない場合、受検させないことがある。

5. 受検環境について

受検者は、周囲に物音が少なく、受検者以外の人影のない環境で受検しなければならない。

6. ヘッドセットの利用について

受検者はヘッドセットを使用しなければならない。

7. 遠隔監視システムからの指示について

受検者は遠隔監視システムの指示に従わねばならない。

8. 試験中の記録について

本事務局は、厳正公平な試験実施、評価・採点業務および調査研究のため、試験状況やリンガスキルの内容を記録(録画・録音)することがある。記録された情報(以下「記録情報」という)は一定期間保管される。なお、本事務局は、再委託先を含め、試験の適正な実施のために必要な範囲を超えて記録情報を使用しない。

第6条 受検時の携行物

- 1. 必ず携行するもの
 - ・本人確認資料(有効期限内の写真つきのもの)
 - ※写真つき本人確認資料を携行しなかった場合、有効期限を過ぎた本人確認資料を携行した場合、 または本人確認時に受検者情報に不一致があった場合は、試験日後速やかに、正当な本人確認資料を本事務局に提出することを要する。本事務局は本人確認が完了するまでの間、テストレポートを発行しない。
 - ・その他、本事務局が受検案内メールにて指示するもの
- 2. 受検者が机上に置けるもの

- ・写真つき本人確認書類
- ・ティッシュ
- ・常備薬
- ・メモ用紙(白紙用紙であること)
- ・メモ用のシャープペンシルまたはペン
- ・透明なボトル入りの水
- ·配布資料
- ・腕時計(ただし、スマートウォッチを除く)
- 3. 試験中使用禁止となるもの
 - ・携帯電話・スマートフォン・タブレット端末・スマートウォッチ
 - ・電子機器
 - ・ストップウォッチ
 - ・参考書・辞書
 - ・その他受検上、試験監督者が不要と判断するもの
- 4. 前項の使用禁止物については、試験室に持ち込んではならない。遠隔監視システムにより使用禁止物の残置が確認された場合、不正行為として失格となることがある。

第7条 問題漏えい・持出の禁止

- 1. 試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えいは一切行ってはならない。
- 2. 前項の禁止行為には試験中にパソコンで試験問題のスクリーンショットを撮影する行為、および試験中にリンガスキル以外のブラウザにアクセスする行為、および、試験後にインターネット等に掲載する行為を含む。
- 3. 試験に使用したメモ用紙は、受検者の責において廃棄する。万が一メモの流出が発覚した場合は問題 漏えい行為があったものとみなす

第8条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

受検者は、試験会場内での録音・撮影行為を行ってはならない。また、試験に関して知り得た情報全般を第三者に開示、もしくは漏えいしてはならない。

第9条 試験の受検期限

受検者は、遠隔監視システムにより定められた受検期限迄に受検を終了しなくてはならない。。

第10条 遠隔監視者への質問

受検者は、試験問題の内容に関わる質問をすることはできない。

第11条 試験室への入退室について

- 1. 試験室に受検者本人以外の者は入室してはならない。
- 2. 受検者は、遠隔監視システムにログインすることにより、試験室に入室したものと見なす。
- 3. 受検者は、テスト受検中に離席してはならない。トイレ等やむを得ない事由による離席は、モジュー

ル試験間のみ許容される。また、その離席の間、遠隔監視システムを中断してはならない。

4. 受検者は、テスト終了の際、遠隔監視システムを終了することにより、試験室から退出したものと見なす。

第12条 不正行為

- 1. 本規約に定める違反行為の他、以下の各号に定める事項を不正行為とみなす。
 - (1) 意図的に本人確認手続に応じない場合
 - (2) 受検者が遠隔監視システムの指示事項に従わない行為
 - (3) 試験室内での利用が禁止されている使用禁止物を持ち込んだ場合
 - (4) カンニング行為、試験問題の漏えい、身代わり受検、試験中における他者との接触行為
 - (5) パソコンでリンガスキル以外の機能を使用する行為、スクリーンショットを撮影する行為
- 2. 前項に挙げる行為が認められた際、遠隔監視システムにより当該受検者に対し、警告を発することがある。遠隔監視者による警告の実施は、本事務局における不正検証対象とすることがある。
- 3. 前項による警告を受けた者で、不正行為を行ったと判定された者には失格者として、試験当日受検した全てのモジュール試験について試験結果の開示を受けられない。
- 4. 本条における不正行為の有無の判定は、当日または本事務局で協議のうえ後日、行為者に対し口頭ないしは書面にて通知する。

第13条 試験環境

- 1. 受検者は、各技能モジュール試験および各小問において設定された制限時間を超えて解答することはできない。また、特に問題間移動が可能な小問を除き、前の小問に戻って解答することはできない。なお、各技能モジュール試験において定められた制限時間は、他の技能モジュール試験の解答時間に充当できない。
- 2. 受検者は、防音対策として、必要に応じ、ヘッドセットを着用することができる。なお、騒音発生などの理由で試験をやり直すことは認められない。
- 3. 受検者は、Speaking 試験に際し、ヘッドセットを正しく着用し、音量の調節、音声聞き取り状況の 調節、ならびにヘッドセットのマイクチェックを実施したうえでテストに取り組まなくてはならな い。受検者の音声が録音されていなかった場合、Speaking 試験は採点されず、録音にあたり本事務 局の責に帰すべき事由がある場合を除き本事務局は責任を負わない。

第 14 条 試験中のトラブル

- 1. 受検者は、試験中に、パソコンやネットワークのトラブルや外部からの騒音などがあった場合、リンガスキルを継続するとともに、試験終了後、必要に応じ、当事務局あて電子メールにて連絡を行う。
- 2. トラブルの発生により、リンガスキルの継続が困難な場合、リンガスキルのブラウザをクローズする。 トラブルの復旧が確認できた場合、リンガスキルに再ログインし、試験を継続することができる。
- 3. リンガスキルのシステムトラブルや外部からの騒音などにより試験が中止・中断されたと認められる際、対応が可能な場合には、障害が起きた時点からの問題のやり直しなどの処置を行うことがある。ただし、受検者の責めに帰すべき事由による場合は当該処置は行わない。
- 4. 再ログインなどを行っても試験が続行できない場合、その他不測の事態が発生した場合は、試験を中

止・中断することがある。

5. 中断後、再開して試験を最後まで受検できた場合は、正常に試験が実施されたものとみなす。試験が中止した場合には、対応方法について試験日の当日または翌営業日以降に本事務局から受検者に連絡する。

受検後

第15条 成績結果について

リンガスキルの成績結果については、後日、テストレポートにて通知する。

第16条 成績の提供について

- 1. 本事務局は、受検者本人が申込時に登録した住所宛に郵便による送付もしくは受検者の登録する電子 メールアドレス宛にテストレポートを送付する。テストレポートの郵便による再発行は、返信切手貼 付のうえ返信封筒を本事務局あて送付することにより請求することができる。。
- 2. 本人確認が完了せず送付を保留しているテストレポートについて、本事務局は受検日から3ヶ月が経過した時点で当該スコアレポートを機密廃棄処分する。また、受検者は、受検日から3ヶ月経過したテストレポートの送付を請求することができない。

第17条 問題内容・採点結果異議申し立ての禁止

本事務局は、問題内容や採点の過程、採点結果に関する問合せには一切応じない。また問題内容や採点結果については一切異議申し立てを受け付けない。

一般条項

第18条 利用に関する禁止事項、受検不許可事由等

- 1. 申込者および受検者は、本規約、河合塾ホームページ、受検案内メールにて示される順守事項に従う。
- 2. 本事務局は、申込者および受検者が前項に該当する順守事項に違反した場合、および、第12条第3項による順守事項違反者に該当する場合には、リンガスキルの受検を承諾しない。

第19条 再委託

- 1. 河合塾は、申込者および受検者に対するリンガスキルの提供に必要な業務の全部または一部を、河合塾が指定する第三者(以下「再委託先」)に委託できる。
- 2. 前項の場合、河合塾は再委託先に対して、河合塾が負う利用規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行う。
- 3. 河合塾が再委託先に委託をした場合であっても、河合塾は、従前どおり、河合塾に課せられている義務を負う。

第20条 機密保持

- 1. 申込者および受検者は、リンガスキルの申し込みおよびリンガスキル受検にあたって河合塾より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を、第三者には開示・漏えいしてはならない。
- 2. 前項の規定は、リンガスキルに関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続する。

第21条 リンガスキルの提供停止等

以下の各号に該当する事由が発生した場合には、本事務局は、受検者への事前の通知なく、リンガス キルの全部または一部の提供を中止することがある。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 河合塾ないしケンブリッジ大学英語検定機構のシステムやネットワークの保守を緊急に行う場合
- (3) その他、本事務局がリンガスキルの提供の全部または一部を停止する必要があると判断した場合

第22条 免責事項

1. 試験機器の不適切使用

受検者がパソコンやヘッドセット等定められた試験機器の適切な使用を怠った行為に起因して、全部または一部の解答が無効になった場合について、本事務局はいかなる責任も負わない。

2. 遠隔監視記録の不備

受検者が、本人の故意または過失により遠隔監視システムを全部または一部を使用せずにリンガス キルを受検する行為に起因し、不正行為と認定された場合、本事務局はいかなる責任も負わない。

3. 再試験の実施

第21条における試験中止を本事務局が決定した場合、および試験終了後の調査により適正な採点・評価が行えない事由が発生したと本事務局が判断した場合は、再試験を実施することがある。本事務局は、再試験の実施を決定した際は遅滞なく当該の受検者へ通知する。

4. 通信回線のトラブル

試験実施時において本事務局の責めに帰さない事由による通信回線の不備等により試験が中断された場合には、試験の再開または再試験を行うことの他は、返金等を含め本事務局は何らの責任を負わない。

5. リンガスキル利用についての免責

本事務局は、申込者および受検者がリンガスキルもしくはリンガスキルを通じた他のサービスを利用したこと、またはリンガスキルを通じた他のサービスの利用ができなかったことにより発生した一切の損害について、受検料の返金を含め、いかなる責任も負わない。また、リンガスキルの変更、遅滞、中止、廃止等に起因する損害についても同様とする。

6. リンガスキルに関する情報についての免責

本事務局は、申込者および受検者がリンガスキルやリンガスキルの設備に蓄積した情報または申込者および受検者が再委託先に蓄積することを承認した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合の損害について、河合塾および本事務局の責めに帰すべき事由基づくものを

除き、いかなる責任も負わない。

7. 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても河合塾または本事務局が申込者および受検者に対して負う責任は、当該申込者および受検者が実際に支払った受検料金額を上限とする。

8. 個人情報の提供の不備

申込者または受検者がリンガスキルの申し込みに際し、必要となる個人情報を提供しないことに起 因して申込受付、採点処理、成績発行等に支障が生じた場合、本事務局は一切の責任を負わない。

第23条 変更

1. リンガスキルの内容・名称等の変更

河合塾および本事務局は、申込者および受検者へ事前の通知なく、リンガスキルの内容・名称等を変更することができる。

2. 本規約の変更

河合塾および本事務局は、本事務局が別途定める場合を除いて河合塾ホームページ上に予め周知する方法により、本規約を変更することがある。また、本規約の変更の効力は、周知において定めた時点より生じる。

第24条 損害賠償

申込者および受検者は、リンガスキル受検に際し、河合塾または第三者に損害を与えたときは、その損害 を賠償する。

第25条個人情報の取り扱いについて

- 1. 河合塾の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する事項について」に定める 個人情報の取り扱いについて https://www.kawai-juku.ac.jp/chukou-english/apply/privacy/
- 2. 本事務局は、リンガスキル申込者および受検者の個人情報は、法令に基づく場合を除き、以下の【個人情報の利用目的】に示す項目のために利用し、それ以外の目的に利用する場合は申込者または受検 者の同意を得たうえで行う。

【個人情報の利用目的】

- ① リンガスキルの受検案内、リンガスキルおよびケンブリッジ英語検定に関する情報提供
- ② ケンブリッジ大学英語検定機構への受検エントリー
- ③ 河合塾における個人を特定できない方法・形式による統計資料の作成
- ④ 受検者の問い合わせ・相談への対応
- 3. 本事務局は、業務運営に際しリンガスキル申込者または受検者の個人情報の取り扱いを委託先に委託することがある。なお、個人情報の取り扱いの一部または全部を、河合塾グループ内の法人以外に委託する場合は、個人情報管理を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、「個人情報の取り扱いに関しての契約」を取り交わすとともに適正な管理および監督を行う。

第26条 知的財産権

- 1. リンガスキルに関する著作権などの一切の知的財産権はケンブリッジ大学英語検定機構に帰属する。
- 2. リンガスキルの受検に際して受検者に提供される資料(以下「関連資料」という)の著作権は、河合塾に帰属する。

第27条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法を適用する。

第28条 管轄

リンガスキルの申し込みおよび受検に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または 東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は2021年4月1日より施行する。

本規約は2021年9月10日に改定する。

本規約は2022年7月1日に改定する。

本規約は2023年6月5日に改定する。

学校法人 河合塾